

平成31年度熊本県立ひのくに高等支援学校 入学志願者募集要項

熊本県立ひのくに高等支援学校
所在地：合志市合生4360-7
電話：096-249-1001
FAX：096-249-1102

1 募集定員

募集学科	定員	備考
園芸科	9人	4学科を一括して募集する 「くくり募集」を実施します。
工芸科	9人	
クリーニング科	9人	
窯業科	9人	

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいをもつ者で、中学校若しくは特別支援学校の中学部を平成31年3月に卒業見込みの者(卒業した者)、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、以下の条件をすべて満たしている者としてします。

- ①日常生活での行動が一人でできる者
- ②公共交通機関等の利用が可能な者
- ③保護者・本人ともに本県に住所を有する者
- ④合格した場合は、必ず入学する者

3 通学区域

通学区域は、熊本県立特別支援学校の通学区域に関する規則に定めるところにより、熊本県下全域とします。

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための検査等の結果を資料として、ひのくに高等支援学校の教育に対する適性について判定し、ひのくに高等支援学校長が行います。
- (2) 入学願、調査書等の出願書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがあります。

5 出願期間

出願期間は、平成31年1月21日(月)から平成31年1月23日(水)までの間、毎日午前9時から午後4時までとします。

なお、郵送による出願の場合は、平成31年1月23日(水)午後4時までに必着となるよう投函してください。その際、受検票を簡易書留で返送しますので、返信用封筒を同封してください。(長形3号の定型封筒に、出願者の住所・氏名を記入し、392円切手を貼ったもの)

6 出願手続等

- (1) 次の書類を出身学校の校長を経て、出願期間内にひのくに高等支援学校長に提出してください。なお、入学者選抜手数料は無料です。
 - ①「入学願（様式1）」
 - ②「受検票（様式2）」
 - ③「写真票（様式3）」
 - ④「調査書」
 - ⑤「出願資格該当証明書」
 - ⑥上記⑤の添付書類として、「専門医による『知的障がい有する』旨の診断書」または「療育手帳のコピー」
- (2) いったん入学願を提出した後には、(3)の「出願取消し」及び8の「出願変更」の場合を除き、どのような変更も認めません。（出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。）
- (3) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、松橋支援学校高等部専門学科にも出願しない場合をいいます。）の場合は、平成31年1月24日（木）以降に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書でひのくに高等支援学校長に届け出てください。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

7 県外からの出願

- (1) 県外から出願する者は、入学式当日までに保護者とともに確実に県内に転居することとし、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会に様式12により、平成30年12月14日（金）までに入学志願許可願を提出し、許可を得た後、出願の手続きを行ってください。
- (2) 転勤等やむを得ない事情によって、5に示す期間に出願できなかった場合には、特例として平成31年1月24日（木）から平成31年1月28日（月）午後4時まで受け付けます。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

なお、この場合、速やかに(1)に記載する入学志願許可願及びやむを得ない事情のため5に示す期間内に出願できなかったことを証明する書類を、居住する都道府県の教育委員会を経て、熊本県教育委員会へ提出してください。
- (3) 出願手続き等は、6の(1)に示した必要書類のほか、「県外公立特別支援学校高等部等入学志願についての証明書」（様式4）をひのくに高等支援学校長に提出してください。ただし、様式4に準じたものであれば各県等で定めたものを使用しても構いません。

8 出願変更

- (1) 出願を変更したい者は、松橋支援学校高等部専門学科に1回に限り変更することができます。
- (2) 変更期間は、平成31年1月24日（木）から平成31年1月28日（月）午後4時までとし、この期間に(3)の出願変更の手続きをすべて完了するものとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。なお、郵送による出願変更は認めません。
- (3) 出願変更の手続きは、次のとおりとします。
 - ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て、ひのくに高等支援学校長に、「出願変更願（甲）」（様式5）、「出願変更願（乙）」（様式6）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票、調査書を受け取ってください。（「出願変更願（甲）」及び受検票は、ひのくに高等支援学校で保存します。）

- イ 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、松橋支援学校長に提出し、受検票の交付を受けてください。
- ウ 調査書その他、松橋支援学校長が求める書類については、出身学校の校長は、松橋支援学校に問い合わせ、必要なものを（２）で示す期間内に提出してください。

9 調査書の作成・提出

(1) 調査書の作成

調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成してください。

(2) 調査書の提出

前記５で示した「出願期間」に、ひのくに高等支援学校長に提出してください。

(3) 平成30年3月以前に中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者については、ひのくに高等支援学校長が定める調査書の様式に従って作成してください。

なお、平成25年3月以前に中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書の提出は不要です。

10 検査

(1) 検査期日

平成31年1月31日（木）、2月1日（金）の2日間

(2) 検査場

熊本県立ひのくに高等支援学校

(3) 検査当日の日程

【1月31日（木）】

受付 9時00分 ～ 9時30分（30分）
 <運動服に着替える>
 集合 9時40分
 日程説明 9時40分 ～ 9時50分（10分）

	検査	開始時刻	終了時刻	検査時間
検査①	作業能力検査	10:00	12:00	120分 (途中休憩あり)
昼食・移動				
検査②	学習能力検査	13:15	14:15	60分

【2月1日（金）】

受付 9時00分 ～ 9時30分（30分）
 <運動服に着替える>
 集合 9時40分
 日程説明 9時40分 ～ 9時50分（10分）

	検査	開始時刻	終了時刻	検査時間
検査③	運動能力検査 (シャトルラン)	10:00	12:00	120分 (途中休憩あり)
昼食・移動				
	面接	13:15	14:30頃	5分 (受検生1人)

※面接が終了した受検生から、各自、解散となります。

(4) 検査当日の携帯品

ア 受検票

イ 筆記用具、消しゴム、定規

ウ 運動服、タオル、体育館シューズ、上靴（スリッパは不可）、弁当、水筒

※ 体育館シューズ、上靴には記名をお願いします。

※ 上記以外、分度器付き定規、分度器、下敷き、コンパス、電卓、腕時計、携帯電話・スマートフォン等、検査上必要のない物、公正を欠く物の検査室への持ち込みは禁止します。

(5) その他

ア 受検生、引率者（保護者・学校職員等）の控え室は寄宿舍食堂です。

開場時刻は、1月31日（木）・2月1日（金）とも午前8時です。

イ 2日間、午前9時40分の集合時刻までに各自運動服に着替えてください。（着替えの場所は、寄宿舍食堂の近くに用意します。）

ウ 面接は受検生本人に対して実施します。

11 健康診断

調査書等の健康に関することで、ひのくに高等支援学校長が、より精密な検査が必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることがあります。

12 特別な配慮を要する受検者への配慮事項

(1) 配慮の内容

特別な配慮とは、在籍する中学校等で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、ひのくに高等支援学校が教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外のものとします。

(2) 手続きの方法等

ア 出身学校の校長は、障がい等によりひのくに高等支援学校が実施する方法では受検をすることが困難と認められる者が出願する場合には、速やかにひのくに高等支援学校長へ口頭及び文書で連絡してください。

イ ひのくに高等支援学校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとします。

13 海外帰国生徒等の取扱い

出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかにひのくに高等支援学校長へ連絡してください。

14 合格者の発表

平成31年2月12日（火）午前9時からひのくに高等支援学校体育館入口において受検番号で発表します。合格通知書を交付しますので、必ず受検票をご持参ください。なお、電話による問い合わせには、一切応じません。

15 二次募集

合格者数が募集定員に満たない場合は二次募集を実施します。詳細はひのくに高等支援学校にお問い合わせください。

16 その他

(1) 合格者説明会は平成31年3月14日（木）に実施します。

(2) 合格できなかった者に限り、改めて県立特別支援学校高等部入学者選抜又は県立高等学校後期（一般）選抜に出願することができます。